

おとな救急電話相談（#7119）の開始について

平成30年10月1日から「おとな救急電話相談」が開始されました。病気やケガで、救急車を呼ぶか、病院に行ったほうが良いかなど判断に迷ったときに電話をすると、相談員（看護師）につながります。相談員は症状などを聞き取り、救急車の必要性や応急手当の方法、適切な病院選択の対応をします。

▶利用時間

平日（月曜日～土曜日） 午後5時30分～翌朝9時
休日（日曜・祝日・12月29日～1月3日） 午前9時～翌朝9時

▶電話番号

☎ #7119（プッシュ回線の固定電話、携帯電話）
または ☎03-5367-2365
※相談は無料ですが、通話料は利用者負担となります。

子ども救急電話相談も継続して行っています。

▶利用時間

平日（月曜日～土曜日） 午後5時30分～翌朝9時
休日（日曜・祝日・12月29日～1月3日） 午前9時～翌朝9時

▶電話番号

☎ #8000または☎03-5367-2367

緊急を要する場合には、相談するか悩むことなく、救急車を呼んでください。

【問合せ先】 消防本部 ☎ 029-292-1515（直通）

11月は

児童虐待防止推進月間

オレンジリボンキャンペーン



オレンジリボンは児童虐待防止のシンボルです。

- ・虐待を受けたと思われる子どもがいたら
- ・出産や子育てに悩んだら
- ・子育てに悩む親がいたら

下記に連絡・相談ください（24時間対応）

児童相談所共通ダイヤル

☎189

いばらき虐待ホットライン

☎0293-22-0293

※匿名での連絡も可能です。

連絡者や内容に関する秘密は守られます。

“子どもを守ろう”

オレンジリボンたすきリレー2018

主催：茨城県児童福祉施設協議会

子ども虐待防止と社会的養護理解のため、オレンジのたすきをつないだランナーが県庁まで走ります。お見かけの際は、ご声援をお願いします。

▶日時等 11月9日（金）
午後2時30分
茨城町役場到着予定

【問合せ先】

こども課
☎ 029-240-7144（直通）

健康診査（後半）が始まります



健康管理のためにも、積極的に健診を受けましょう。申込みは不要です。お近くの健診会場にお越しください。

日程表

月	実施日		受付時間		会場
	日	曜日			
11	7	水	9:30～11:30	13:00～14:00	下雨ヶ谷ふるさとコミュニティセンター
	11	日			
	15	木	9:00～11:00	13:00～14:30	ゆうゆう館内保健センター
	20	火			
	28	水	9:30～11:30	13:00～14:00	桜の郷コミュニティセンター
29	木				
12	30	金		17:00～20:00 (夜間健診)	ゆうゆう館内保健センター
	6	木	9:00～11:00	13:00～14:30	ゆうゆう館内保健センター
	7	金			
	8	土			

※番号札の配布は、受付開始時刻の30分前から行います。

健診項目

- ①一般的な健康診査(生活習慣病予防健診・特定健診・高齢者健診)
※40～74歳の方で国保以外の方は、特定健診の受診の可否を加入されている医療保険者に確認してください。
- ②結核・肺がん検診
- ③前立腺がん検診
- ④大腸がん検診（容器配布）
- ⑤肝炎ウイルス検診

持ち物

- ①健診受診券（国保はピンク色、高齢者は黄色、生活習慣・社保は緑色）
※紛失した方は、当日会場で再発行します。
※40～74歳の社保被扶養者は職場から発行された特定健診受診券も必要です。
- ②健康保険証
- ③自己負担金（加入している医療保険や健診（検診）内容で異なります）
※町民税非課税世帯等の方は「特定健診」、「高齢者健診の追加項目」以外の負担金は無料となります。当日受付時に申し出てください。

【問合せ先】 健康増進課（ゆうゆう館内保健センター） ☎ 029-240-7134（直通）
保 険 課 ☎ 029-240-7113（直通）

職場の健康保険に加入された皆さまへ

国民健康保険の加入者が就職等により、職場の健康保険に加入された場合は、国民健康保険を脱退する手続きが必要です。手続きに必要なものをご持参のうえ、保険課（5番窓口）までお越しください。

【手続きに必要なもの】

①	職場の健康保険証及び国民健康保険被保険者証（職場の健康保険に加入された方全員分）
②	マイナンバーカードまたは通知カード（職場の健康保険に加入された方全員分）
③	来庁される方の身分証明書（運転免許証など）、印鑑（朱肉を使うもの）

※別世帯の方が手続きされる場合は、委任状が必要ですのでお問い合わせください。

【以下の2点に注意してください！】

- ①職場の健康保険に加入しているのに、国民健康保険の保険証を使用して医療機関等を受診してしまうと、国民健康保険が負担した医療費を返還していただくことになります。
- ②国民健康保険の脱退手続きを行わないと、国民健康保険税が課税されたままになってしまいます。
※職場の健康保険に加入された場合は、必ず手続きをお願いします。

安い！安心！ ジェネリック医薬品を利用しましょう

【問合せ先】 保険課 国保グループ ☎ 029-240-7113（直通）